

町民の皆様へ

メジロを獲ること・飼うことは

犯罪です



違法な捕獲・飼養は厳しく処罰されます！！

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

野生の鳥獣を捕まえたり、飼ったりすることは違法行為です

ソウシチョウも愛玩具目的の捕獲・飼育は違法行為です

令和2年2月某日、

門川町内においてメジロの違法捕獲・飼養に対する
警察の摘発、家宅捜索がありました



※2月某日の家宅捜索の様子です

門川町内でメジロの捕獲・飼養を見つけたら！

宮崎県庁自然環境課 0985-26-7291

東臼杵農林振興局林務課 0982-32-6157

門川町役場農林水産課林政係 63-1140

までご連絡ください！！